

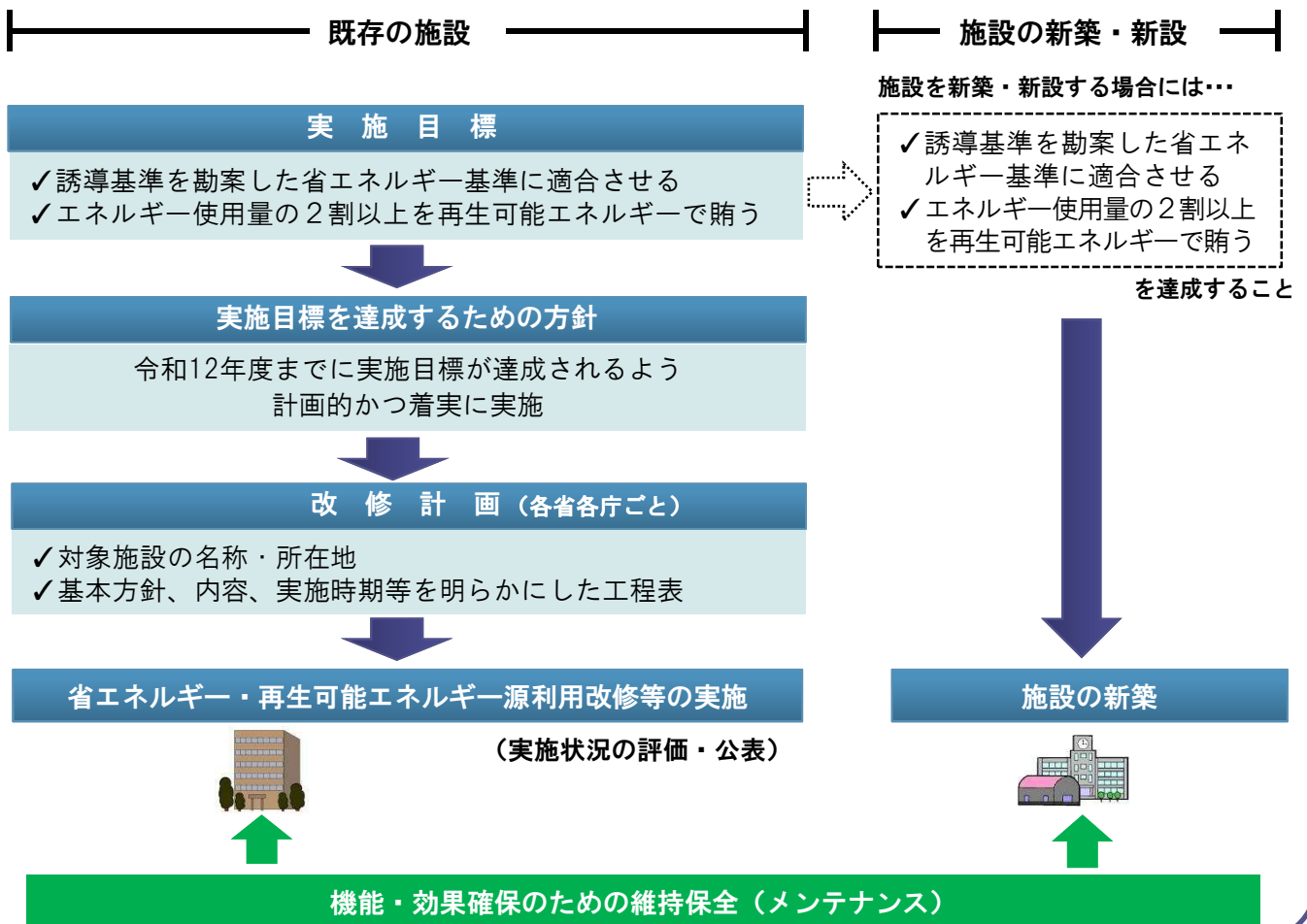
# 国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修の実施等に関する法律案【概要】

## 目的

国等によるその設置する施設（歴史的建造物等以外の学校、病院、庁舎等）の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修<sup>(※)</sup>の実施等に関し、実施目標及び実施目標を達成するための方針、改修計画の作成その他必要な事項を定めることにより、民間におけるエネルギーの使用の合理化に資する設備及び建築材料並びに再生可能エネルギー源を利用する設備の需要の増進に寄与し、もってエネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギー源の利用の一層の促進に資すること

※エネルギーの使用の合理化又は再生可能エネルギー源の利用を目的として、増築、改築、修繕、改良、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすること

## 国及び独立行政法人等による省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修等の実施等



## 地方公共団体及び地方独立行政法人の努力

地方公共団体は国の施策に準じて、地方独立行政法人は地方公共団体の措置に準じて、その設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修等の実施等に必要な施策又は措置を講ずるように努めること

## 国の援助

- 国は、地方公共団体等及び民間事業者その他の者に対し、省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修等の実施等に関し、必要な資金の融通又はあつせんに努めること
- 経済産業大臣は、地方公共団体等及び民間事業者その他の者に対し、省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修等の実施等に関し、技術上の指導又は助言を行うことができること

令和2年4月1日施行